

【紹介】

E・ショーマヌーラマン

「秩序観念および体系としての行政法総論」

(Eberhard Schmidt-Altmann, Das allgemeine Verwaltungsrecht als Ordnungsidee und System—Insbesondere zur Bedeutung von Rechtsform und Verfahren im Verwaltungsrecht—, 1982)

乙 部 哲 郎

一はじめに

があることはむづかしく認められてゐるところ⁽¹⁾。しかし、新しい行政法体系の樹立は、その方法論についても意見が分かれていることからみて、容易ではないものがある。

(1) 戦後、憲法の基調は根本的に変わり、他方、行政の任務は増大し、行政手法も多様・複雑化しつつある。このような状況に直面して、伝統的な行政法体系（以下、いわゆる学問上の体系の意味で用いる）である「行政公法論」の通用性が問題とされてきており、新しい行政法体系を樹立する必要が問題とされてきており、新しい行政法体系を樹立する必要

「秩序観念および体系としての行政法総論」 N船

(K.K.II) 1[八]11

法「行為規範論」(または「市民公法論」)なども多かれ少なかれ、右のような意図をもつてゐる。また、若干、方法を異にするが、「行政過程論」も、右のような可能性をもつてゐる。

(2) 西ドイツにおいても、オットー・マイヤー以降の伝統的な行政法体系の通用性が問題とされ、伝統的行政法体系の修築等のための試みもなされてきた。とくに、一九七一年のドイツ国法学者会議におけるバッハオフおよびブロームの報告があることは、わが国でも知られている。ただ、これらの試みにおいては、行政法=行政公法論の基本は動かしがたいものとされているようと思われ、このかぎりでは、わが国における傾向とくらべて異なるものがあろう。

ここに紹介を試みる著書も、基本的には従来の伝統的な行政法体系によりつつ、憲法等に表明された価値と行政現実からの要請をいかに適切にとり入れていくかということにその主眼があるようである。この意味で、行政手続を重視するなどの変化がみられるとはい、全面的な新しい体系の提示というよりも、むしろ、伝統的な行政法体系の修正とみるべきであろう。なお、行政法各論の行政法体系中の位置づけは明確には説かれていない。概括的みて、著者の考えは、バッ

ハオフ、ブロームの影響を強くうけており、彼等と一致するところが少なくないよう思われる。しかし、分量としては小著であるが、西ドイツ行政法体系の意義・構成等に関する最新の書物であり、従来の論議をふまえつつ個別的には新しい有益な観点も提示されており、わが国における論議にも貴重な示唆を与えるように見えることから、その概要の紹介を試みることにする。

(1) いわゆる学問上の体系と講学または教育上の体系との区別については、たとえば、塩野宏ほか「これからの行政法学」(座談会) ジュリスト六五号八一頁以下参照。

(2) 伝統的行政法体系の代表者と目される田中一郎博士みずからも、このことを認められる。田中一郎・司法権の限界八七頁以下参照。なお、雄川一郎ほか「日本行政法学のゆくえ」(座談会) 自治研究五三巻一号四三頁以下、成田頼明ほか「行政法における学説と実務」(座談会) ジュリスト七五号二三頁以下など参照。

(3) 方法論議の模様については、室井力・行政改革の法理一八四頁以下、成田頼明「行政法の意義と範囲」法学会誌(第一期)一號八〇頁以下、塩野宏「行政法の対象と範囲」成田編・行政法の争点五頁以下参照。なお、藤田寅靖・行政法学の思考形式一九頁以下、遠藤博也「戦後三十年における行政法理論の再検討」公法研究四〇号一八三一八四頁など参照。

(4) 従来、新しい行政法体系の詳細な内容は提示されていないなかにあって、阿部泰隆「行政法学の課題と体系」ジュリスト七三

一号三八頁以下が、行政法総論の体系の大枠として、比較的くわしい内容を提示されているのが注目される。このなかでは、従来、

おもに行政法各論中で述べられてきたものを「公共目的論」として行政法総論中におくこと、「行政手法論」も従来のことく行為形式によってではなく、経済的インセンティブ、補助金など手法の内容・機能に即して細分することなど、伝統的な行政法総論の体系とはかなり異なるものがある。なお、行政法研究の方法等についても、有益な提言がされている。

(5) 両報告の概要とこれに対する論評として、塩野宏「O・バッハオフ、W・ブローム＝行政の現代的課題と行政法のドグマティ

ーク」法学協会雑誌九卷二号二九三頁以下参照。

(6) たとえば、塩野・法協九卷二号二九八頁、三三〇頁注(4)

参照。ただし、「特別法」説および「共通法」的構思もあることについては、塩野宏「マルティン・ブリンクガーリ公法と私法」法学協会雑誌八六卷七号七八九頁以下、室井力「現代行政法の展開

一頁以下参考。

(7) シュミット＝アスマンは、一九三八年一月の生まれであり、

一九七一年、ボッフム大学（正）教授となり、一九七九年以降、ハイデルベルク大学（正）教授の職にある。本書は、一九八二年五月に行なわれた講演をもとにして、カールスルーエ法律研究団体（若干の裁判所、三大学の法学部等で構成）の叢書第一五五卷として、同年に公刊された。本文全体で六〇頁程度の本である。以下、順次、章（節）名を付すことにする。なお、本稿のかつて内に引用の数字は、本書の該当ページを表わす。

二 本書の概要

A 歴史的および現実的規定要因

行政法総論は、行為形式論、組織法および国家責任法をゆるやかに結びつける一学問領域にのみ、とどまるわけではない。むしろ、一国の行政文化を持続的に形づくる秩序観念である。この理念は、完結的な法典のかたちでは示されない。多数の個別の法律があるにもかかわらず、行政法総論は、今日にいたるまで、むしろ不文法のままである（S.7）。

一 行政法総論における体系思考

(1) 理念史および対立的潮流

一九世紀後半、いわゆる法律学的方法により行政法が記述的法説明等から解放されたとき、その秩序觀念も有効なものとなつた。その後、とくに、およそ二十五年前、行政法総論は、三つの方向からの狹撃に直面した。第一に、行政学（Verwaltungslehre）の成果から、現実の行政の中の重要な領域が行政法のドクマの対象から除かれていることが分かつたこと、第二に、社会国家と法治国との統一化の試みの結果、伝統的な行政法総論の（行為）形式関係性（Formenbezugshetheit）に対し行政目的志向をうかび上らせ、かつ、これによって特

殊行政目的の法としての行政法各論 (besonderes Verwaltungrecht als Recht der speziellen Verwaltungszwecken) に重点がおかれてゐるにない（たゞ）、第三は、法律学的方法論の最近の潮流は、「体系思考に対する問題思考」(Problemdenken contra Systemdenken) へとへりへども、従来の体系理念の確固性それ自体をゆるがして、ゆるりとしている。

これらの点に関しては、第一は、行政科学 (Verwaltungswissenschaft) と行政法は、行政を対象とするといふでは共通しており、たとえば、計画制度にみられるように、その相互関係性は明らかである。この場合、行政科学は、既存の行政法ドクマを経験的に是認するだけでなく、行政法に新しい理論的知識を提供するなどの役割をも果たす。第二点について、著者は同調するが、ただし、行政法の総論と各論とは異なる次元にあるから、逆推論により行政目的から直接、行政的一般理論についての体系思考を導くことはできないとする (S. 9 f.)。第三点については、いわに項を改めて論じてゐる。

(2) 行政法上の体系思考の課題

体系的思考のみが、何百という個々の法律に関連づけを与

えることがで、また、行政の方向づけ、透視、比較可能性および効率性の程度は、行政法の体系化に依存する (S. 10)。私法分野では体系を完結的なものとみる傾向があつたのに對し、法律学的方法論の全盛期においても行政法を完結的体系の意味でとらえることはなかつた (S. 11 f.)。行政法体系は、とりわけ実践的な課題を果たす。それは、行政実務で生ずる多くの個別の問題に対しても直接に解答を与え、または、少なくとも一種のよりどりのを与えうるような抽象的形式における言明を用意するに立つてある。体系、より正確にいえば、体系の各構成部分ごとに行為形式論、補償法または訴訟類型は、個々の決定過程の負担の軽減のために役立つ (S. 12 f.)。このほかに、あるいは右の実践的課題を遂行するための前提としても、行政法総論の体系は、比較、発展等の學問としても機能する。このためには、大きな方向線・概観・関係づけを提供するような体系思考をねり上げることが重要であり、この場合、行政科学等が提供する理論を利用するにとどまらず、この理論は、行政法総論の体系化のためにも有益である (S. 13)。

1 行政現実における影響要因

行政現実の変化が体系に影響を及ぼす」ともあり、いわゆる

は、行政法の一つの基本要素である法律と権利を例にとって説明する（S. 14）。

(1) 法律・議会による制御可能性の弛緩

行政法総論のある重要な部分は、個々の法律規定の内容の正確性等にもとづいて構成される。たとえば、判断余地、行政裁量、法律適合性の理論がそうであり、行政統制制度の重要な部分もそうである。しかし、現実には、法律の洪水といういから、環境法等にみられるように、手続・組織的規律など面で不明確で整序されない規定が目立つている。そんで、行政は処理しやすい法律のみを尊重するという選択的法律適合性（selektive Gesetzmäßigkeit）といふこともみられる。一般条項もみられる。この点、著者は、情報・予測可能な拡大等に伴い一般条項を廃止していくなど、現状の改革により法律・議会の行政に対する制御能力を強めていくことを主張するようと思われる（S. 15～17）。

(2) 権利および権利者の主観

ここでは、著者は、警察介入請求権、給付請求権などの新しい権利網の出現は個人の自己意識の増大というよりも、個人の不安定性・自発性の喪失の現われであるといふ、個人的な自由を求める願望が広くみられるが、この願望は給付装置に

よっては満足せしめられないことを説き、将来、請求権の減少、国家決定の理解可能の増大による行政法の自由主義的課題の重視ということを示唆するようと思われる（S. 18～21）。

三 任務構造の変化——配分行政

配分行政（verteilende Verwaltung）とは、秩序行政、給付行政となる第三の行政領域を意味せず、秩序・給付事案を包括するものである。配分行政は、ドグマティックな概念ではなく、ドグマティックの前面で発見的な任務を遂行するおもに認められる記述的概念（deskriptiver Begriff）である。配分行政の展開は、まず、建築上の隣人訴訟のかたわら知られるにいたり、その後、空間形成計画法の全部、インシデント防止法、流通経済法、道路法、資金助成法の各一部でみられるようになり、官吏法、教育促進、住居法でもみられないことはない。この全部が私人間の配分争議の現われであるが、私法上の手段によってではなく行政決定をえて争わることになる（S. 21 f.）。

ここでは、著者は、警察介入請求権、給付請求権などの新しい権利網の出現は個人の自己意識の増大というよりも、個人の不安定性・自発性の喪失の現われであるといふ、個人的な

(1) 公権の増大

配分行政の担当者は、あらゆる側面から具体的な利益を包括「秩序観念および体系としての行政法総論」乙部

的に考慮する義務を負う。かくして、配分行政に対する公権の

増大により、マクロな行政の決定関係は分割されることとなり、その概観を得ることができなくなつた。また、行政への責任転換により、権利義務の相互関係性のうえに構築された公法よりも非常に明確であつた私法の調整メカニズムの有効性が弱められることになつた (S. 22f.)。

(2) 多極的な行政関係

公法の内部では、伝統的な二極的行政関係に代わって三極的および多極的法律関係 (dreies-und mehrpoliges Rechtsverhältnis) が増大する。これによつて、調整の明確性、すべ

に従来、行政法の多くのルグマを基礎づけていた「疑わしき

は市民の利益に」という寛容さが後退した。必要性、比例適合性といった基準の妥当性も、減退する (S. 23)。

(3) 複合的行政決定

配分行政の通例の行為形式は、複合的な行政決定 (komplexes Verwaltungsgesentscheidung) である。複合的行政決定

は、完全に正確な概念ではなく、定型的概念 (Typenbegriff) であつ、以下のよろな概念メルクマールをもつてゐる。

① 相互に異なる利益をもつ関係私人に対し、特定の時点で統一的に効力を展開するのではなく、継続的かつ強度に差

異のある効力を具体的に及ぼす。

② 複合的行政決定は、他官庁の先行の決撃 (Vorentscheidungen) をも包含し、種々の行政内部の調整手続の中でも成立し、他の行政官署の決定に対しても効果を及ぼす。したがつて、伝統的な外部法と内部法との区別は、相対化される。

③ 複合的行政決定は、伝統的な行政の法行為形式に位置づけることがむずかしい (S. 24)。

④ 複合的行政決定の内容は、大まかな法律の根拠にのみおついて。その定型的な内容は、法律に定める最終プログラムの範囲内での較量であつて、条件的プログラムの執行ではない。

配分行政の任務構造および複合的行政決定を行政法体系中にどれだけ正しく位置づけらるかに、多くのことは依存している (S. 25)。

B 行政法総論の形成原理としての法形式および行政手続の二つは、体系上、行政上の行為の基準 (比例適合性、平等原則、信頼保護、経済性) とともに、事前の決定制御法に属する。これに、国家責任法、裁判上の権利保護形式、監査および会計検査法が事後の制御・制裁・統制法として対置する (S. 26)。

一 行政法上の（行為）形式論の展開状況

行政行為、および連邦行政手続法（以下、VwVfGといふ）五四条以下の制定により公法上の契約も、行為形式論の中核を成す。このほか、法規命令・条例・行政規則も、体系の中で正当な位置をみいだしている（S.27）。

（1）行為形式原理の意味

これは二重の課題を果たす。第一に、分類の観点として、多様な行政上の行為網の中から特定の焦点をとりだし、これに特別の法的特色を与える。法形式は、バッハオフがいうところの「スマッシュショット（Momentaufnahme）」である。第二に、法形式は、行政法ドグマティックの表明の鍵または接点として、有益である。ある行政上の行為が特定の法形式の概念マルクマールを充足すれば、当然に、行政法総論がこの法形式について定立した全要請に服すことになる。法形式が決定することにより、その告知方法、理由づけの必要性、裁判上の権利保護等についての解答もでてくる。行政法ドグマティックの多くは、伝統的に法形式に依存する。VwVfGも、同様の立場をとっている。

また、行政の法形式は、実質的内容をもち、行政に対する個人の地位に関する法秩序の内容を明らかにする。法形式は、

「秩序観念および体系としての行政法総論」

乙部

自由・拘束・参加という相互間の緊張関係を調整したり、個人の利益と行政の利益を調整するという機能をもつてている（S.28f.）。

（2）非正式の行政上の行為の価値および無価値

この行為は積極的に評価することが許される（S.29）。しかし、行政上の行為が明確な法形式をとることにより、その内容の理解はより明らかとなる。この長所は、とりわけ多極的行政法関係において、顯著である（S.30f.）。単純な二極的行政法関係、たとえば、社会的給付の法においても、正式の行政法関係、たとえば、社会的給付の法においても、正式の行政法の意義は認められる。この分野にも非正式の行政慣行が多く存在するが、非正式の行為が目的とするといわれる行政・市民間の協同関係といふことも幻想にすぎず、公共の福祉にとってもマイナスに作用する。法形式は、同等の行政上の行為のための保証ともなる。平等適合性を保障するためには、高度に個別的であるマルクマールは無視されなければならない（S.31）。

ただ、法形式論は、行政の現実的要請を完全には貫徹できない。非正式の行政上の行為を調査し、その積極・消極的効果を伝統的な形式論と比較し、場合によっては正式化する準

（六六九）二八九

備をする」と、行政法学者の課題の一つである。

(3) 配分行政の法形式

対立する利益をもつ私人が関与する配分行政においては、二極的行政関係におけるよりもはるかに、行政の決定の際に偏見のないこと、行政決定の内容・効果が明確であり安定的であることなどが求められる。これにすべてが、また、利益を定型化した行為形式論の思考法により助長される（S. 32f.）。

行政行為は、官憲的行政の古くから行為形式ではなく、配分行政においてこそ重要な行為形式である。行政行為は、必ずしも厳格に法に羈束される行政の法律執行のためにのみ適するのではなく、裁量にまとうべく配分のためにも用いられる。このことは、計画確定法（Planfeststellungsrecht）が示すとおりである。

行政行為は、従来、権利保護制度との関連からみられ、かくて、行政行為の定義問題が学問的関心を強くよんだ。もちろん、その後、行政行為は訴訟の許容性ではなく、いかなる訴訟類型によるべきかを判断する基準であることが認められるようになってきた。しかし、行政行為は、今や、その訴訟法的機能ではなく実体法的機能が考察されるべきであり、と

くは、その規律内容（Regelungssgehalt）をみるとお時期にきていた。行政行為の規律内容は、一様ではなく、その説明の強度・終局性・現実性の観点に応じて行政行為の体系化・定型化が必要である（S. 33 f.）。とりわけ、段階的行政手続（gestuftes Verwaltungsverfahren）および部分決定（Teilentscheidungen）の問題は、行政行為なしには解決するにあらざる。

行政行為がもつ安定化の機能の活用も、あまり早すぎてもいけない。規律ということを考えられていない段階では、状況は未決定であり、この段階で信頼保護、補償義務など第二次的制度により事実上、状況を拘束的なものにするとは避けなければならない。規律内容論と公の手の責任論との調和が必要であるが、従来、これはされていなかった（S. 34 f.）。

二 行政手続論における展開

行政上の行為形式が「スナップショット」であるとすれば、行政決定の生成およびこの過程で働く諸力を対象とする行政手続論は、「シーケンシャル（sequenzieller Vorgang）」としての行政上の行為の考察である（S. 35）。手続関係的思考が盛んである理由は、VVV-Gの制定、流行的「行政決定への参加」など行政科学上の決定理論の行政法に対する影響などに求め

られる。ただ、訴訟法および伝統的な手続規定的公用取用法などにみられるように、手続関係的思考は、古くから法学において確固とした地歩を占めていたことを忘れてはならない。したがって、今日の手続思考の隆盛は、全くの新発見といふより、むしろ、当初の法学的思考類型の体系的展開とみるべしである (S. 36)。

(1) 手続法と憲法

① 手続法の憲法的色彩

戦後、全行政法の展開は憲法の影響もうけしており、手続法もその例外ではない。「憲法は減びるが行政法は存続する」(オットー・マイヤー) と、「具体化された憲法としての行政法」(フリッツ・ヴュルナー) ということが、しばしば対置される。最近の一五年間の行政法理論は、後者のテーゼに従い、かつ、ときに、この「具体化」を憲法上の要請および憲法上確定した結果から直接、導きだされるものと理解する。

行政法総論の強力な憲法色彩性の理由は、とりわけ、戦後のみならず、戦前の憲法思想家たちの影響によるものである。伝統的行政法に近いところにあった基本法・州憲法の組織規定よりも、基本権の方がより行政法ドッグマティックに浸透していくたのも、このためである (S. 37)。このほかの理由と

して、類推その他の伝統的な方法よりも憲法に依拠した法解釈の方がききめがあるという、若干俗受けをねらつたことなどあればれよう (S. 38)。

行政法の憲法志向性は、マクロにみて賛成できる。たしかに、基本法が行政法のために一連の非常に精確な内容の明示をなし、行政法規中にこれが宣言的に定められるというのもある (行政法の衣をまとった憲法 = Verfassungssrecht im Gewande des Verwaltungsrecht S. 38 f.)。あた、比例適合性原理または国家による最低限度の生存の保障を求める権利のように、国家目的規定または基本権から精密な内容をもつ行政法理論等が多く得られるといふ否定でもない (憲法確定的な行政法 = verfassungsfestes Verwaltungsrecht)。

しかし、憲法規定を考慮すればそうすることが望ましく合目的的であるというものであつても、それが憲法規定から強行的に導かれるものではない行政法理論等は、単なる法であつて憲法上の地位をもたない。この行政法理論等は、その通用理由の独自性、改正の容易、柔軟性をもつ、これらの特色は、「権利保護の有効性」などの成長公式によつて行政法理論等を憲法に変形するといふすべての試みから、保護されなければならない (S. 39 f.)。

憲法は、行政法総論に展望を与えるが、その各構成部分を統一するためには不可欠であり、今日の行政法の高度の体系化は、その憲法色彩性の結果の一つでもある。しかし、憲法を行政法という小貸に例外なく改鑄するということはできない（S. 39 f.）。

② 手続の特殊構造

ここでは、著者は、行政法の一分野である行政手続法の憲法との関係について、実体法よりも以上に、手続法は単なる法のレベルにおいて理解されるべきことなどを述べ（S. 40～43）。その詳細はつぎに項を改めて論じている。

(2) 手続思想の現象形式

① 現実過程としての手続

a 行政手続の種類 第一に、各種の許可など個別的行為の発行のための行政手続が多い。いのりんから、いのこの種の手続が立法・学問上の関心をよんだ（S. 43）。第二に、最近、計画手続およびいわゆる大量手続（Massenverfahren）が政治・法律学上、重要になってきている。V w V f G も、この種の手続につき、それが結局、個別の行為の発行をもたらすことになるかぎり（計画確定決定、施設の認可など）、口頭審理の必要等の規定を設けている。

行政手続にあつては、当事者参加・公衆参加ということがもともと重要であるが、しかし、行政手続はこれにつまるわけではない。むしろ、現実過程として、行政手続は行政内部的性格を多分にもや、ここでは、諸官庁の権限・責任の所在等を明らかにするという意味をもつてゐる（S. 44）。

b 参加権 (i) 公衆参加のモデル (Modell der Öffentlichkeitsbeteiligung)

このモデルは、現存の民主＝議会主義的行政制度および自治行政に補足的に公衆の影響力を組み込むことにより、決定発見の際の民主主義的要素を強めるという思想に立脚する。この場合の参加権は、憲法上の要請にもとづくものではない。というのは、基本法・州憲法は、十分に民主的な行政決定の形成を保障しうるような一連の正当化根拠を設けているからである。むしろ、行政手続による民主的正当性の付与をより多くを過度に期待する以上は避けなければならない（S. 46）。

(ii) 当事者参加のモデル (Modell der Betroffenenbeteiligung) そのようなわけで、参加権についての議論の重点は、当事者参加の方におかれている。当事者参加の憲法上の接点としては、自由権、法治国原理、あるいは基本法一九条四項があげられている。行政の直接の行為により自己の権

利が侵害されようとする者の主張が聴取されるべき」とは、憲法上、当然である。そこで、関係人の聴取義務を定めるVVfG二八条は、憲法を確定する行政法に属する。聴聞以外に、行政と当事者間の法的詰合いのあることが望ましいようと思われるが、後者は、憲法の強行的要請ではない(S. 47)。

計画確定手続など大量手続における当事者参加には、いろいろとむづかしい問題がある(S. 47 f.)。当事者参加を、とくに高位の段階にある計画決定など、決定の準備段階にも導入しようと試みるときは、さらに、問題はむづかしくなる。当事者の概念は、把握および個人化の可能性を基礎とする侵憲法のドグマに由来しているから、この概念を侵害前の段階にむやみに導入することはできないからである。基本権の保護とは個人の権利保護であり、ここに当事者参加の根源があるのである。地域住民全体または地方を集合化し「当事者」として決定の準備段階に参加させるのであれば、個人の権利保護制度は、民主＝代表制度的な決定正当化という全く別のものに変えられることになる(S. 48 f.)。

c 参加の負担

三極的関係においては、権利と負担の相互補足性ははつきりと現われる。これに対し、一極関

係では、協力の負担ということが明確にされず、官庁の探知原則の一環として組み込まれることが多く、これにより、関係人の自己決定・責任の意識が失なわることになる(S. 50)。

このほか、行政行為の存続効の理論の対極に、行政行為の取消しを求めるという負担がある。この負担は、段階的決定手続では、部分決定に対する異議の排除ということをつうじて、行政法関係の安定化に寄与する。問題は、部分決定など中間的な行政行為がなく単に関係人が沈黙していたことのみを理由として異議の排除が許されるか、また、その後に行なわれる行政訴訟でも同様の取扱をうけることになるのかということである。連邦行政裁判所はこれを肯定するが、基本法一九条四項を根拠にこれに反対する見解も有力である(S. 51 f.)。

(2) 理念＝発見原理としての手続

a 手続・結果の正当性

手続法は、二つの展開を可能にした。第一に、新しい方法論に關係する。すなわち、裁量決定のみならず、伝統的の理解によれば厳格な法屬束の認識行為も機械的な法律のおきかえとみるべきではなく、決定状況という枠組条件をつうじて決定され、かくて、手続正当性はとくに重要な意味を得る(S. 53 f.)。第二に、手続法

は、今日、多数の法律の規定に付着している行政に対する統制の弱さを正常な状況に戻そうと試みる。行政手続は、これまで知られている以上に、立法を改善するという役割をなすようになつてきている。とくに、計画法の領域では、手続法がもつこの課題は同法領域の体系を指導する観点となつてきた。ただし、実体的拘束を廃して手続のみを設定することは、憲法上許されない。民主主義国家は、決定内容および手続の適正を要求するからである。

ついで、著者は、手続的合法と実体的合法とは同じではなく、逆に、手続瑕疵は当然に本案決定の瑕疵を意味するわけではないとし、後者について、ひぎに項を改めて論じる(S. 54 f.)。

b 手続瑕疵の理論

著者は、第一に、行政行為の廃止は手続法違反という理由のみで許されるか、

第二に、手続瑕疵を独立の理由として行政上の行為の効力を争つて裁判所に出訴できるかという二つの問題があるとし、

前者についてはVwVwfG四六条等、後者については行政裁判所法四四条をあげて、現行法はいずれも否定的であるとしている。そして、最後に、要するに、手続思考は行為形式論の補完物であつて、権利保護および効率性の観点にもとづく

行政決定ということを保障するものであり、また、法律の規定の不備を調整して民主主義的要素を保持せしめる」こともできる」と結論づけている(S. 55~57)。

c 行政法体系を動かす力としての司法

近年、行政法総論に重要な影響を及ぼす立法が展開されている。VwVwfG、社会法典、租税通則法、国家責任法がようである。なお、行政・財政・社会の各裁判所法を統一しようとする「行政訴訟法」の政府草案も、現在、連邦議会に提出されている。しかし、手続法は、統一されておらず、かつ、実際上操作のむずかしい補完的適用に甘んじている。国家責任法にも、重要な点で不備がある。行政法体系の大綱を定めるような法律の制定ということも期待できない。かくて、さしあり、行政法体系を動かす力を司法にみなければならぬことになる(S. 58 f.)。

一 実質的責任の引受

行政法規の規律内容が緩いということは、裁判所に解釈、類推および点的な法形成をはるかに越える法律具体化を促すことになる(S. 59)。裁判所によるこの責任引受とその権限の拡大は、全体としての国家の意思形成という面では、肯定できる側面をもつてゐる。他方、古典的な権力分立という側

面からみれば問題があるうえに、裁判官による法の認識とうる紀律がくずれ易いという危険もある。右のような裁判所による責任の引受とその権限の拡大は、立法者が後にこれに相当する規律を制定するまでの例外・過渡期的現象であるといふ条件のもとでのみ、承認すべきである。司法が、実験的に一種の立法の役割をはたすのである。これにより、行政の負担も軽くなるが、ただ、司法は、行政による決定の正当性の根拠の重要な部分を創りだすよなことはできない (S. 60 f.)。

二 行政法総論の裁判所色彩性

今日の行政法総論は、前に述べたような憲法色彩性のほかに、裁判所色彩性をもつ。後者は、二つのことを意味する。

第一に、裁判の存在がなければ多くの重要なドグマは不完全なものにとどまるということから、裁判権は、これを補完することにより行政法総論において重要な役割をはたすといふことである。もともと、裁判所によるコントロールの可能性は少数の事案にのみ及び、その他の全事案では、事实上、最終的な判断は行政に委ねられているといふことも、みのがしてはならない。そこで、このような裁判所のコントロールの潜在と現実との間のギャップを調整するために、判決の確定力（行政裁判所法一二一一条）をはるかに越える広範効

(Breitenwirkung) が行政事件の判決には与えられているのである (S. 61 f.)。

第二に、行政法総論のドグマ形成において裁判所の功績が大であるということである。行政法総論を構成する一部の法律の規定中の重要な部分は、裁判判決を継受したものである（たとえば、V W V f G 五五条・五六条に定める公法契約の許容性の制限など）。

ついで、著者は、行政法総論の裁判所色彩性からくる短所について次の二点をあげている。

(1) 一定の分野の排除

行政法の裁判への強力な志向性ということから、行政法体系中、若干の分野は軽視されることになる。とくに、行政組織法がそうである (S. 62)。また、行政の私法形式があまり関心をひかなかつたのも、行政法の強力な裁判志向性ということによる。伝統的行政法総論は公法に限定され、二段階理論・行政私法論という技巧をつうじて私法の若干の周辺領域を行政法につけ足してきた。ついで、著者は、私法的に組織され、かつ行為する行政を従来よりもひろく行政法の視点にとりいれるべきことなどを説いている (S. 63~65)。

(2) 訴訟定型的利益評価

行政訴訟の権利保護的形成は、個別事案、原告という人を前面にだす結果、平行または関連する事実など手続の他の関係を明らかにすることができない。とくに、比例適合性という裁判統制の基準、不明確な個人の期待可能性の基準は、主觀主義に途を開く原因となることも多い。

右の点には疑問がある。第一に、これにより正しい行政決定がされないおそれがあり、第二に、前記の行政事件判決の広範効により、右の基準等を及ぼすのは適切でない事案にまでこれらが及ぶ結果となるという点である。とりわけ、配分行政について右のようなおそれがでてくる。その意味・範囲を個別の過程の中でみることができない計画にあっても、右のような一面的評価によりその決定関係が壊られるおそれもある (S. 65 f.)。

三 学問的研究の意義

行政法総論は、法発見を操作し、あるいは少なくともこれを論じ、かつ、これにより明確性を得ることができるような大綱であるべきであり、透視または展望を与えるものでなければならぬ。そこに、秩序観念としての行政法総論がもつとも明確に現われる (S. 66 f.)。

- ① 体系は、散在する法領域に統一をもたらし、行政に基準を与えることに役立ち、また、行政組織内部における過度の細別化に対抗するための手段ともなる。

- ② 基準線的な思考は、法秩序の諸制度を社会・国家の発展というより大きな関係の中でみることを可能にさせ、かつ、伝統的な決定構造がその任務をはたすことができない場合にその調整・代償をみいださせることができる。

- ③ 右のように形成された行政法は、国家法秩序の相互の構造的比較が可能であるために、ヨーロッパ行政法を構築する際にこれにも影響力を及ぼすことができる。

- ④ 右のような行政法は、行政職員の教育のために必要である。

しかし、もっとも重要なのは、法をつうじて国家＝行政過程を透視できることが個人の自由の不可欠の要件である、ということにある (S. 67)。

三 おわりに

以上、本書の概要については、一応のところは明らかにすれども、ここでは、本稿の結びに代えて、若干の概括的な感想のみを記しておくことにする。

(1) 行政法の体系化が必要であり、しかも、いわゆる「問題解決的体系」⁽¹⁾が必要であることなど、行政法体系の観念とその機能については、基本的には、著者の見解はブローム等⁽²⁾のそれと同旨であり、また、当を得ているように思う。

ただし、ショミットー・アスマンが行政法の自由主義的性格あるいは行政行為などの法的行為を重視する反面、警察介入請求権、給付請求権などの新しい権利あるいは事実行為の意義にあまり考慮をはらわないようみえるのは、疑問がある。時代および国家任務の進展に伴い、必然的に新しい権利や行政手法も出現するのであって、行政法体系中にこれらを適正に位置づける必要がある。

(2) 行政法体系を構築する場合の視点として、第一に、とにかく憲法に表明された価値の具体化をはかること、第二に、行政の任務の増大など行政の現実的要請をも十分に考慮しなければならないことは、著者が指摘するとおりであり、わが国の学説においても、つとに指摘されてきたところである。⁽³⁾ ただ、憲法上の価値が抽象的であること、また、最高法規である憲法と下位規範である行政法の差異（たとえば、後者における技術性など）を十分に考慮すべきことなどの理由から、右の第一点を過度に強調することは避けなければならないと

いう著者の指摘にも、うなづけるものがある。⁽⁴⁾ また、配分行政、複合的行政決定などに関する提言も、重要である。

なお、西ドイツおよび我が国でも、いわゆる行政法各論に属する個別的問題についての研究が増大しているが、その主因として、著者が指摘する行政法の価値志向性ということのほか、行政の現実的要請にも求めることができるであろう。わが国では、いわゆる「特殊法論」を除いて、各行政領域の孤立的な法的考察にとどめず、そこから行政法および行政法総論の体系化のために有益な視点を発見しようとするのが支配的学説であるように思われる。⁽⁵⁾ この点、著者の考えは必ずしも明確ではないが、むしろ、バッハオフ、ブロームと同様、総論と各行政領域法との有機的関連を認めることに消極的ではないかと推測される。

(3) 行政法総論の主要な構成分野である行政手法論に関しては、まず、動態的な行政過程の中で行政行為の意義を再検討すべきであるというかぎりでは、バッハオフ、ブローム等の影響をうけているよう思われる。ただし、バッハオフは行政行為よりもいわゆる行政法関係（または法律関係）の理論の方を重視するのに対し、著者は全く逆の評価をとっているようにみえること（なお、S. 26 Fn. 40 参照）、行政行為の

実体法的意義を重視し、かつ、行政行為の概念についてはその「規律」性を重視するから、むしろ、伝統的な概念規定の方に近い点など、プローブの見解とも異なるものがある。⁽⁶⁾

わが国における近時の支配的学説の傾向は行政行為につき低い評価を与えるようになってきているが、しかし、著者が指摘する行政行為の再評価は有益であり、わが国でも妥当しうる見解であろう。⁽⁷⁾

(4) 行政法総論の主要な構成分野として行政手続をあげ、これに比較的多くの頁をさいていていることが注目される。行政組織内部の意思形成手続の重視、手続きの軽視等を別にすれば、行政手続の種類を公衆または当事者の参加に分け、かつ、この両者は適用の場・根拠等を異にすること、実体的な法律規定の不備を補い、適正な行政決定を確保することなど、行政手続の意味・種類・機能等についての著者の指摘は、すでに、わが国においても、大体、承認されているところである。ただ、わが国における行政手続論が、主に、英米の行政手続の理論・制度を参考として樹てられていることを考慮すれば、西ドイツにおいても、すでに、同様に高度の行政手続論が、從来からの手続的思考の体系的発展として、説かれていることは注目されよう⁽⁸⁾（英米の文献の直接の引用は全く

みられない）。

(5) 最後に、行政法総論の補完・形成に際し判例が重要な役割をはたすという指摘は妥当であるが、わが国における立派の現状等を考えると、裁判所による行政法総論の法理の形成を例外・過渡期的なものという条件のもとでのみ承認しようというのは、少しばかり許容の範囲が狭いような気がする。また、行政事件の判断に広範効を與えることにより判例が形成した法理に普遍性を認めるということも、著者みずからいようように、妥当でないケースもある。したがつて、個別事案・法的紛争の実態を考慮にいれた法理の形成ということのために、判例のほか、行政不服申立て・行政審判段階で解決にいたる事案や、新聞等で報じられるにとどまり正規の紛争解決レベルにまで上ってこない事案等をも、できるかぎり考慮していく必要があろう。

なお、個別の法的紛争に関する判断から抽象的な一般理論を抽出する場合には、過度の普遍化は避けなければならない。可能なかぎり、個別事案紛争の利益状況等の差異に応じた類型化をすることが必要であり、これによつて、精密な内容をもつ法理の形成が促されることになるであろう。

(1) これに対し、「問題の体系」としての行政法体系を志向する

ものとして、遠藤博也「行政過程論の意義」北大法学論集一七卷

三・四号二三・九頁以下など参照。なお、塩野ほか・ジユリスト六

五五号八一頁以下参照。

(2) 塩野・法協九一卷一號一九五頁以下参照。塩野教授もいわれ

るよう、ブロームがいう体系の柔軟化・自己改良はいつたん成立した体系の運命についての指摘であり、ショミット・アスマンもまた同旨の指摘をしているように思われる。ただ、行政法体系が柔軟であり自己改良の可能性を秘めていなければならないということ自体は、当を得ているように思う。

(3) たとえば、今村成和「現代の行政と行政法の理論」公法研究三〇号一一七頁、室井・現代行政法の展開四頁、遠藤・公法研究四〇号一六一頁。

(4) たとえば、橋本公亘「憲法理念の行政法への投影」公法研究四〇号一三六頁、遠藤・公法研究四〇号一六五頁、阿部・ジユリ

スト七三一号四四頁など参照。なお、塩野ほか・ジユリスト六五

五号七五、七九、八八頁等参照。

(5) たとえば、公法研究三〇号二〇九頁における室井発言、塩野・

法協九一卷二号二九三頁(なお、三四四頁参照)、芝池義一「ド

イツにおける公法学的公用収用法理論の確立(一)」法學論叢九二

卷一號六三頁、遠藤・公法研究四〇号一七六頁以下、一八二頁、

阿部・ジユリスト七三一号四四頁など参照。

(6) 塩野・法協九一卷二号二〇八頁もいうように、ブロームによる行政行為の機能とその概念規定との間に整合性があるかは疑問である。

(7) くわしくは、拙稿「行政行為の観念と種類」雄川・塩野・園

「秩序観念および体系としての行政法総論」乙部

部編 現代行政法大系第一巻(未刊)所収参照。

(8) 雄川一郎ほか「行政法研究の進程」(座談会) 法学教室七号(第一期)一五一一六頁など参照。

(一九八三・五、西ドイツにて)